

都市計画税及び入湯税の導入可能性の検討結果

1 はじめに

次期財源確保策については、あらゆる選択肢の中から改めて検討を行うとしている中で、平成 27 年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果（図表 1）をもとに、『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点から、法定税について再度検討したものを。

2 検討対象

『都市計画税』、『入湯税』

（理由）

- ・平成 28 年度の固定資産税超過課税の導入以降も、議会や行財政運営を考える町民会議において、都市計画税の導入や入湯税の税率見直しの意見があり、これらを実施する場合の具体的な条件や影響を示す必要がある。
- ・個人町民税及び法人町民税は、実施しても増収規模が 1 千万円程度のため検討から除外した。
- ・法定外税は、第 5 回有識者会議以降で具体的に検討するため除外した。

〔図表 1〕（参考）平成 27 年度の新財源確保手法の評価一覧※1

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)法定 外税
①用途自由度	◎	◎	◎	○	△	－※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	－※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13 点	12 点	16 点	14 点	11 点	7 点

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い（3 点） ○：ある程度適性がある（2 点） △：適性が低い（1 点）
なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※2 法定外税は、町の条例により用途の自由度が決まるため評価対象外としました。

※3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

3 検討結果

(1) 都市計画税

①都市計画税の概要

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に充てるための任意の目的税であり、その概要は、図表 2 のとおりである。

〔図表 2〕 都市計画税の概要

項 目	内 容
1 課税客体	原則として市街化区域内※1の土地及び家屋
2 課税主体	都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数 648団体／市町村総数 1,719団体※2) (うち神奈川県内 23団体／33団体)
3 納税義務者	土地又は家屋の所有者※3
4 課税標準	価格(適正な時価)
5 税率	制限税率 0.3%
6 免税点	土地：30万円、家屋：20万円
7 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日

出典：総務省ホームページ(県内課税状況を追加)

※1… 箱根町のように市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を定められていない場合(非線引き都市計画区域)は、都市計画区域の全域又は一部の区域で課税することも可能である。

※2… 課税市町村数・市町村総数は平成28年4月1日現在。(東京都特別区を1団体として計上)

※3… 賦課徴収は、固定資産税とあわせて行われる。

②導入する場合の課題

都市計画税を導入する場合の課題としては、次の3点が挙げられる。

ア. 用途(対象事業)について

公共下水道事業以外の用途は考えられるか。

また、必要な税収規模が確保できるか。さらに入湯税など他財源と用途が重複した場合、併存できるか。

イ. 課税区域の設定について

用途を勘案した場合に適切な課税区域は、どれか。

ウ. 固定資産税超過課税との比較

用途及び課税区域をもとに、実際の課税にあたり固定資産税超過課税と比較した場合の負担感、事務コストはどのようになるか。

ア. 使途（対象事業）について

(7) 本町の都市計画事業について

都市計画税の使途は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業のうち、既に実施した事業、実施中の事業及び将来実施する事業のために必要な直接、間接の費用であり、当該事業のために起債した公債費、事業の実施に必要な事務費や調査費も含まれる。

本町の都市計画事業は、図表 3 のとおり、公共下水道と都市計画道路である。

〔図表 3〕 本町の都市計画事業

区 分	名 称	都市計画事業認可	備 考
公共下水道	第1号公共下水道	S48.3～H33.3	事業継続中
	第2号公共下水道	S59.2～H33.3	事業継続中
	第3号公共下水道	H20.3～H32.3	事業継続中
都市計画道路	関所通り線	H12.2～H19.3	事業完了※

※H28末起債残高 217百万円（公債費H39年度まで 約30百万円/年）

(イ) 今後の都市計画事業の見込みについて

平成 12 年の都市計画法の改正により都道府県が、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、広域的な見地から、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）を定めるものとされた。

この具体的内容は、広域的な土地利用、都市施設等について、将来のおおむねの配置、規模等を示すもので、個々の都市計画は、この都市計画区域マスタープランに定める都市の将来像及びその実現に向けた大きな道筋との間で齟齬がないよう決定する必要がある。

箱根都市計画区域においては、平成 16 年 3 月に神奈川県が都市計画決定を行い、その後、概ね 5 年毎に見直しを行っているが、平成 28 年 11 月に定めた都市計画区域マスタープランにおいて「おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設」は、主要幹線道路・幹線道路としての県道整備と下水道整備の継続のみであるため、都市計画事業認可の前提となる都市計画決定を新たに行う予定がないものである。

また、広域化で整備を行っている小田原市斎場及び下郡 3 町で広域化を検討しているごみ処理についても確認したが、整備にあたり都市計画事業認可を取得しておらず、この点からの導入はできないものである。

(ウ) 充当可能事業費について

本町の都市計画事業は、公共下水道及び都市計画道路であり、都市計画税の対象事業費は、図表 4 のとおり、今後、2～2.5 億円程度で推移すると考えられる。

ただし、公共下水道（下水道事業特別会計繰出金）には、現状、入湯税が充当されているため、これを他の対象歳出に充当することが条件となる。

〔図表 4〕 都市計画税の充当対象事業費の見込み

単位：百万円

区 分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
公共下水道分	243	259	204	189	231	188
都市計画道路分	29	29	29	29	25	22
計	272	288	233	218	256	210
うち入湯税充当分	189	206	195	181	201	188

※中長期財政見通しのうち下水道事業特別会計繰出金及び公債費（都市計画道路分）を記載

※うち入湯税充当分は、下水道事業繰出金への充当予定額を記載

イ. 課税区域の設定について

(ア) 公共下水道事業の整備状況

都市計画税を導入する場合の主な用途は、公共下水道事業となるが、現状の整備状況は、図表 5・6 のとおりである。

本町の公共下水道事業は、3 処理区に分かれており、第 1 号・第 2 号公共下水道は単独処理、第 3 号公共下水道は、平成 17 年度に酒匂川流域下水道への編入が決定し、平成 19 年度に都市計画決定及び都市計画事業認可の手続きを行い、現在、流域幹線の整備を行っている状況であるため、面整備は未着手の状況である。

また、第 1 号・第 2 号公共下水道の整備状況は、人口普及率は、図表 6 (I) のとおり、行政人口ベースで 8 割を超えており、図表 5 (E) のとおり対認可計画の面積整備率も 8 割を超えている。

しかしながら、対全体計画ベースの面整備率(D)は、第 1 号で 5 割、第 2 号 6 割と約 600ha (1,430-813=617ha) 以上の未整備区域に加え第 3 号 259ha が未着手の状況であり、都市計画区域マスタープランに掲げている 20 年以内の全域整備は、困難な状況である。

〔図表 5〕 公共下水道事業の整備状況

区分	面積 (ha)			面積整備率(%)	
	全体計画 A	認可計画 B	整備済 C	対全体 D=C/A	対認可 E=C/B
第 1 号公共下水道(単独)	537	307	275	50.9	89.6
第 2 号公共下水道(単独)	893	693	537	60.2	77.6
第 3 号公共下水道(流域)	259	49	0	0.0	0.0
計	1,689	1,049	813	48.0	77.5

〔図表 6〕 公共下水道事業の普及率

区分	人口 (人)			人口普及率 (%)	
	行政人口 F	計画人口 G	処理人口 H	対行政 I=H/F	対計画 J=H/G
第 1 号公共下水道(単独)	3,453	3,300	2,748	79.6	83.3
第 2 号公共下水道(単独)	4,623	4,340	3,996	86.4	92.1
第 3 号公共下水道(流域)	3,817	1,139	0	0.0	0.0
計	11,893	8,779	6,744	56.7	77.3

出典：箱根町公共下水道年報（H27年度版）

(イ) 用途地域内外別の下水道整備状況

都市計画税は、原則として市街化区域に課税するものであるが、本町は非線引き都市計画区域であり区域区分を行っていない。このため、用途地域内外別の公共下水道の整備状況を整理した結果は、図表 7 のとおりである。

平成 27 年度末における町全体の用途地域内の整備率は、42.8%であり、第 3 号公共下水道については、面整備の着手により整備が見込まれるが、第 1 号公共下水道、第 2 号公共下水道の用途地域内の未整備区域は、認可区域内の未整備箇所に加え、認可区域外の未整備箇所も多い【※①】。なお、今年度、下水道ストックマネジメント計画を策定予定であり、未整備箇所の整備手法の検討も含まれているため、その結果を考慮する必要がある。

下水道全体計画の整備目標は平成 42 年度であるが、第 1 号・第 2 号公共下水道の直近 5 年間の整備面積は 5 ha 程度で認可区域内の用途地域未整備区域は約 190ha あるため、現在のペースでは、この整備だけでも長期間が必要となる。

このため、都市計画税の目的を下水道整備とする中で下水道全体計画区域内、用途地域内という理由のみで課税区域を設定するのは、受益と負担の関係が、相当の間、見出せない区域が 5 割を超えるため非常に困難であると考えられる。

【※①】…公共下水道事業の整備状況は、「別添 1 箱根町公共下水道事業の状況」のとおり。

〔図表 7〕 用途地域内外別の公共下水道事業の整備状況

単位：ha・%

区 分	全体計画 計画期間：H42 A	事業認可 認可期間：H31, 32※ B	整備済面積 H27末 C	未整備面積	
				対全体計画 D=A-C	対事業認可 E=B-C
用途地域内	1,412	792	605	807	187
進捗率or未整備率	42.8%	76.3%		57.2%	23.7%
用途地域外	277	256	208	69	48
進捗率or未整備率	75.1%	81.3%		24.9%	18.7%
計	1,689	1,048	813	876	235
進捗率or未整備率	48.1%	77.5%		51.9%	22.5%

出典：全体計画及び事業認可は「平成28年度下水道事業認可図書」

整備済面積は、「箱根町公共下水道年報（H27年度版）」もとに算出

※事業認可期間は、第1号及び第2号公共下水道がH32年度、第3号公共下水道が31年度までであるもの

(ウ) 課税区域の設定について

都市計画税は目的税であるため、課税にあたり負担の公平性（受益と負担の関係）を対外的に説明できるよう、課税区域と用途の関係を明確にする必要がある。

実際、茨城県常総市(H28)、鳥取県倉吉市(H24)、大阪府豊岡市(H20)では、下水道事業の整備状況(区域)と税負担の公平性の観点から都市計画税を廃止している。

これまでの検討結果を踏まえると、本町で都市計画税を導入する場合、『単に第3号下水道の面整備に着手するため』という理由のみで都市計画区域全域に課税することは困難であるため、一部区域課税を導入する場合の条件を整理した結果は、図表8のとおりである。

〔図表8〕都市計画税の課税区域の条件

区 分	理 由
一部区域 課税の 条件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の公共下水道事業は、27年度末で用途地域1,412haに対し約800ha、6割弱が未整備であり、都市計画区域全域又は用途地域＋用途地域外（地目課税又は下水道供用開始区域）を課税区域とした場合、長期間、全く受益がない納税義務者が半数を超えるため、課税理由の説明が困難であると考えられる。 ・このため、公共下水道事業のみを理由に課税するのであれば、用途地域内の未整備区域を除外する方法も検討するべきである。 ・これらの条件を踏まえると、公共下水道の都市計画事業認可区域を課税区域とすれば、用途地域内の下水道未整備区域を除外できるため、一部区域課税の導入が可能であると考えられる。

(イ) 都市計画事業認可区域を課税区域とした場合の試算額

下水道の都市計画事業認可区域を課税区域とした場合の税収規模は、図表9のとおりである。

〔図表9〕都市計画税の試算額

区 分	税額① (税率0.30%)	税額② (税率0.20%)	税額③ (税率0.10%)
公共下水道 都市計画事業認可区域	4億6,000万円	3億600万円	1億5,300万円

※ 税務課の地番図システムをもとに都市計画事業認可区域にあると考えられる地番を抽出し、平成29年度固定資産税評価額をもとに概算額として算出した。

ウ. 固定資産税超過課税との比較

(7) 固定資産税超過課税との比較

都市計画税と現在、超過課税を導入している固定資産税の主な違いは、図表 10 のとおりである。

〔図表 10〕都市計画税と固定資産税の比較

項 目		都市計画税	固定資産税
地方税法上の種別		目的税	普通税
課 税 客 体		土地・家屋	土地・家屋・償却資産
税 率		100分の0.3 (制限税率)	100分の1.4 (標準税率)
超 過 課 税		—	税率の制限なし
課税団体数 (H28. 4. 1現在)		648団体	153団体 (超過課税団体数)
主 な 軽 減 措 置	住宅 用地	小規模住宅用地 (200㎡以下)	評価額の1/3
		一般住宅用地 (200㎡超)	評価額の2/3
	新築住宅の建物	なし	新築建物は120㎡ (課税床面積) までの部分について3年間又は5年間にわたって固定資産税が1/2となる

出典：平成29年度固定資産税のしおり、総務省ホームページ

(イ) 試算結果

これまでの検討結果をもとに、現在の財源確保額 (約 5 億円) を都市計画税と固定資産税超過課税で確保するための税率と、その場合の標準的な専用住宅と店舗併用住宅の税額を比較した結果は、図表 11 のとおりである。

〔図表 11〕都市計画税と固定資産税超過課税の税率と税額比較

項 目	都市計画税のみ※3		併用※4		固定資産税 超過課税のみ
	都計税	固定超過	都計税	固定超過	
5億円確保に必要な税率	0.30%	1.42%	0.13%	1.51%	1.58%
専用住宅における税額※1	(80,600円)		74,300円		69,600円
うち加算額※2	(18,900円)		12,600円		7,900円
固定超過のみに対する割合	(2.4倍)		1.6倍		—
店舗併用住宅における税額※1	(148,700円)		140,400円		134,300円
うち加算額※2	(29,700円)		21,400円		15,300円
固定超過のみに対する割合	(1.9倍)		1.4倍		—

※1 モデルケースとして専用住宅と店舗併用住宅について価格の標準的な土地及び家屋の税目及び税率の違いによる税額を算出したもの。(税率は、5億円確保するための税率)

※2 固定資産税標準税率1.4%の税額(61,700円・119,000円)に対する加算額を算出したもの。

※3 都市計画税の制限税率0.30%でも約4.6億円であるため、比較上、固定資産税超過課税を0.02%行った場合の税額を記載している。また、都市計画税は、実際には充当先がないため () 表示とした。

※4 併用は、都市計画税で2億円、固定資産税超過課税3億円確保するものとして算出したもの。なお、都市計画税は、都市計画事業認可区域をベースで算出したもの。

(ウ) 都市計画税導入に係る事務負担

都市計画税を導入する場合の事務負担は、図表 12 のとおりで導入決定後、課税区域の確認や課税システム整備のため、準備期間として最低 2 年間は必要である。

〔図表 12〕 都市計画税導入にあたっての事務費用

項 目	確認結果	概算額
地理情報システム上の課税区域の確認・決定	都市計画事業認可区域の確認・決定 (必要期間：最低1年間) 【※②】	10,000千円
課税システム (初期経費)	課税に向けたシミュレーションの実施2回分の費用	1,000千円
課税システム (システム利用料)	町村情報システム共同化の対象で都市計画税システムは標準対応のため追加の費用負担は発生しない	なし
納税通知書の修正	都市計画税欄の追加	なし
賦課・徴収人員	現状の職員及び臨時職員で対応可能	なし

【※②】 課税区域の確認・決定作業は、「別添 2 課税区域の確認・決定のイメージ」のとおり。

③ まとめ

検討結果をもとに都市計画税を導入する場合の条件は、図表 13 のとおりである。

現状では、課税区域が公共下水道の都市計画事業認可区域となるため、区域内外で負担の公平性に問題があること。また、下水道事業繰出金が主な充当対象であるが 2 億円程度しか課税できず、入湯税がその大半に既に充当されているため、都市計画税と入湯税の財源の重複問題を解決しない限り財源不足解消の効果がないこと。

以上により、新たな都市計画決定・都市計画事業認可取得など、状況に変化がない限りは、都市計画税の導入は困難と考えられる。

〔図表 13〕 都市計画税導入にあたっての条件

項 目	内 容	
導入目的	公共下水道整備のため	
課税区域	公共下水道の都市計画事業認可区域	
税率	0.13%程度	
税収見込額	2 億円程度	
準備期間	導入決定後 2 年間	
導入コスト	初期分	課税区域の検証決定 10,000千円
		賦課システムの検証 1,000千円
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 課税区域が公共下水道の都市計画事業認可区域となるため、区域内外で負担の公平性に問題があること。 下水道事業特別会計繰出金への入湯税充当分（1.8～2 億円）を他の入湯税対象歳出に振替えて充当できないと都市計画税導入による財源不足額の解消効果はないこと。 	

(2) 入湯税

①入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯行為に対して課す法定目的税であり、その概要は、図表 14 のとおりである。

〔図表 14〕 入湯税の概要

項 目	内 容
1 課税客体	鉱泉浴場における入湯行為
2 課税主体	鉱泉浴場所在の市町村 (平成27年度課税団体数976団体) ※鉱泉浴場：温泉法にいう温泉を利用する浴場
3 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客
4 税率	1 人 1 日 150円を標準とする
5 用途	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用
6 徴収方法	特別徴収

出典：総務省ホームページ

②税率を見直す場合の課題

入湯税の税率を見直す場合の課題としては、次の点が挙げられる。

ア. 用途（対象事業）について

税率見直しにより増収した場合、他財源と用途が重複した場合、併存できるか。

ア. 使途（対象事業）について

(7) 入湯税の状況について

本町の入湯税の調定額の推移は、図表 15・16 のとおりである。

平成 13 年度から日帰り入湯税として 50 円課税したことにより 0.8 億円の増となり、以降調定額は 7 億円前後で推移している。平成 23 年度の減は、東日本大震災、平成 27 年度の減は大涌谷火山活動活発化の影響によるものである。

なお、昭和 61 年度以降、入湯客数が全国 1 位であり、入湯税収入もトップを維持している（図表 17）。

〔図表 15〕 入湯税調定額の推移（H12, 13、H23～28）

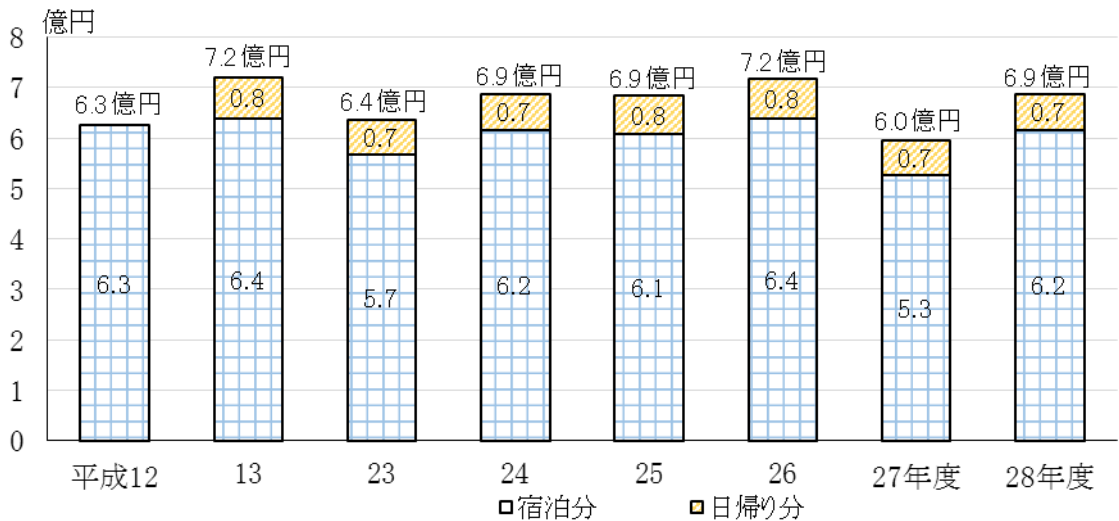
単位：億円・%

年度	12	13	23	24	25	26	27	28
入湯税	6.3	7.2	6.4	6.9	6.9	7.2	6.0	6.9
(増減率)	—	15.3	▲ 8.5	8.0	▲ 0.4	4.9	▲ 17.0	15.5
宿泊分	6.3	6.4	5.7	6.2	6.1	6.4	5.3	6.2
(増減率)	—	2.2	▲ 8.7	8.9	▲ 1.5	5.2	▲ 17.4	16.7
日帰り分	0.0	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7
(増減率)	—	皆増	▲ 6.9	0.5	9.5	2.2	▲ 13.5	5.9

出典：各年度決算概要・税務課資料

※増減率は、千円単位の数値をもとに計算している

〔図表 16〕 入湯税調定額の推移



〔図表 17〕 市町村入湯税ランキング（平成 27 年度決算）

順位	市町村名	入湯税収入	順位	市町村名	入湯税収入
1位	神奈川県箱根町	5.9億円	6位	大分県別府市	3.3億円
2位	北海道札幌市	4.4億円	7位	兵庫県神戸市	3.0億円
3位	静岡県熱海市	4.4億円	8位	石川県加賀市	2.6億円
4位	静岡県伊東市	3.6億円	9位	岐阜県高山市	2.5億円
5位	栃木県日光市	3.6億円	10位	群馬県草津町	2.3億円

出典：地方財政状況調査

(イ) 入湯税の税率について

本町では、図表 18 のとおり、日帰り入湯税 50 円、宿泊入湯税 150 円と不均一課税を行っている。また、日帰り、宿泊それぞれ 50 円増税した場合は、日帰りで 7 千万円程度、宿泊で 2 億円程度の増収が見込まれる。

なお、他団体の税率採用状況は、図表 19 のとおりで、超過課税を採用しているのは、北海道釧路市、三重県桑名市、岡山県美作市の 3 団体である。

〔図表 18〕 本町の入湯税の税率と税率見直し時の増収規模

区分	現行税率	50円改定時の増収見込額	備考
日帰り入湯税	50円	7千万円程度	
宿泊入湯税	150円	2億円程度	超過課税

※ 増収見込額は、平成28年度決算をベースに算出

〔図表 19〕 入湯税の税率採用状況

税率(円)	20	40	50	70	80	100	120	130	標準 150	200	210	250	合計
市町村数	1	5	14	3	3	49	2	3	893	1	1	1	976
構成比(%)	0.1	0.5	1.4	0.3	0.3	5.0	0.2	0.3	91.5	0.1	0.1	0.1	100

出典：総務省ホームページ

※1…市町村数は、平成27年度中に入湯税の現年度調定済額があった団体の数である

※2…標準税率の他に不均一課税を行っている場合には、標準とする税率採用団体として計上している

※3…東京都特別区は、23区をそれぞれ1団体として計上している。

(ウ) 本町の使途（対象事業）について

平成 28 年度の入湯税の使途の詳細は、図表 20 のとおり、「観光の振興」と「観光施設の整備」は、100%入湯税を財源としており、「環境衛生施設の整備」で約 1.5 億円の対象歳出の残がある。

ただし、観光関係の支出に対する財源については、入湯税やふるさと納税に加え平成 29 年度からごみ処理手数料も改定しており使途が重複する部分があるため、入湯税の税率見直しにあたっては、歳入面だけでなく歳出面（使途）もあわせて検討する必要がある（図表 21）。

〔図表 20〕入湯税の主な使途と充当状況

単位：百万円

項目	主な使途	事業費	特定財源	一般財源		一般財源の残	
				入湯税	構成比		
観光の振興	町観光協会補助金、地域観光行事特別助成事業	215	42	173	173	25.2%	0
観光施設の整備	公衆便所整備事業、観光街路灯整備補助金交付事業	99	14	85	85	12.4%	0
環境衛生施設の整備	下水道繰出金、清掃第17プラント施設維持管理事業	563	0	563	412	60.1%	151
消防施設の整備	救急業務高度化推進事業、消防施設等整備事業	73	51	22	16	2.3%	6
計		950	107	843	686	100.0%	157

出典：28年度決算概要・財務課資料

〔図表 21〕入湯税及び関連財源の使途比較

項目	財源区分	入湯税					ごみ	ふるさと納税					その他（使い道の制限なし）
		観光振興に要する費用	観光施設の整備	環境衛生施設の整備	消防施設の整備	鉱泉源の保護管理		魅力ある観光地づくり	環境の確保整備	快適で安全、安心な生活	健康で生き生きと暮らす	学校教育の充実	
入湯税	目的税	●	●	●	●								
ふるさと納税	寄付金	○	○	○	○		●	●	●	●	●	●	●
ごみ処理手数料	特定財源			●		●							
固定資産税超過課税	普通税												●

（凡例）●…本町の対象項目

○…入湯税とふるさと納税の重複項目〔H27, 28年度の充当状況から判断したもの〕

(I) 今後の充当可能事業費について

入湯税の検討にあたっては、歳入と使途の関係を明らかにしたうえで検討する必要があるため、中長期財政見通しの結果をもとに、今後の財源充当の状況を調査【※③】した。

【※③】調査結果は、「別添 3 入湯税の充当対象事業費の見込み(平成 30～35 年度)」のとおり。

(調査方法)

・ 純粋一般財源の算出

一般財源は、本来、使途が自由であるが、入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金(8%への引き上げ分)のように一部は目的財源として扱っているため、これらを控除した『純粋一般財源』を算出したもの。

・ 入湯税引き上げの可能性検討

算出した純粋一般財源に入湯税を上げた場合、過充当にならないかなど影響について検討したもの。

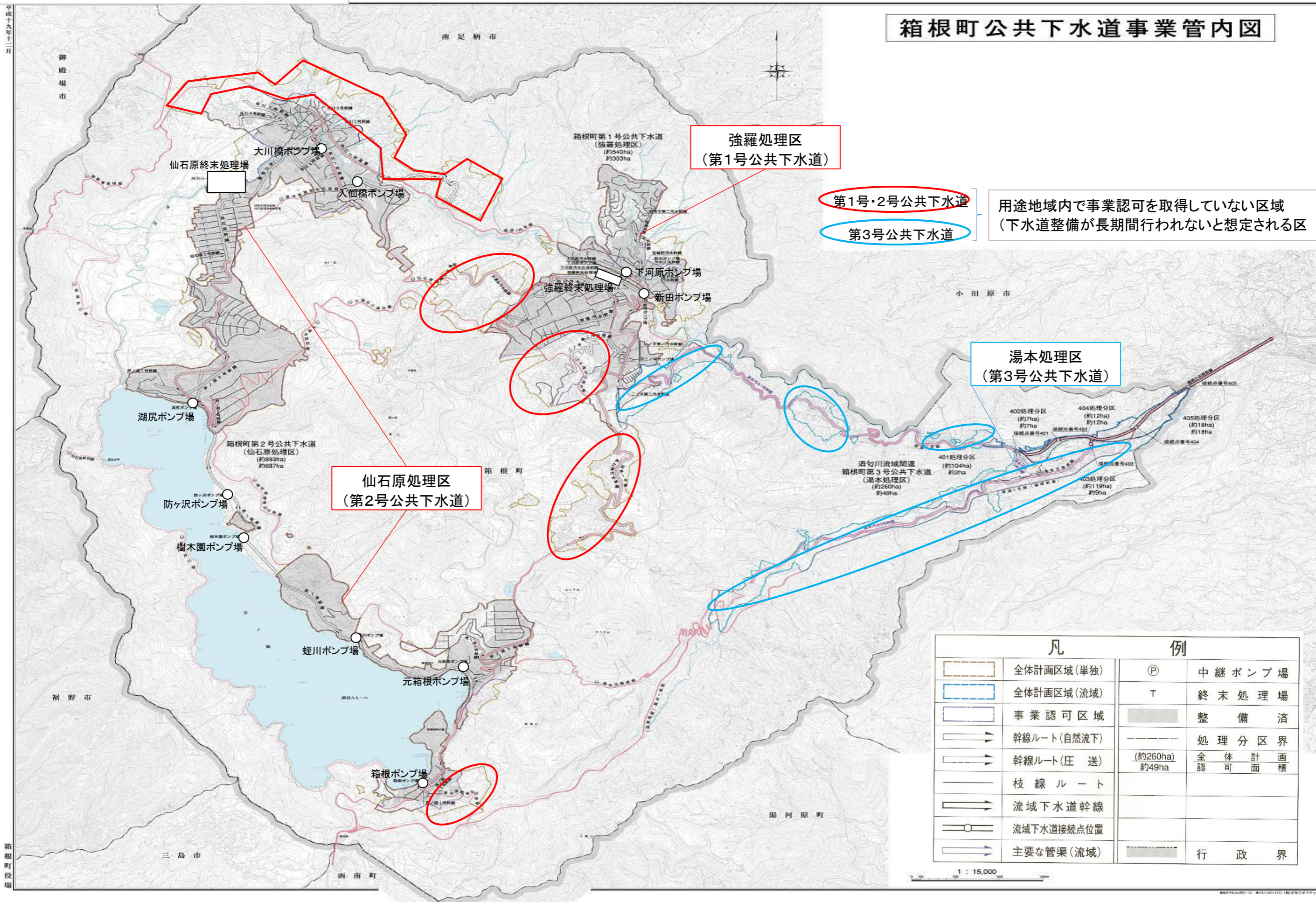
(調査結果)

- ・ 平成 35 年度には、入湯税の充当残が約 1 億円生じる見込みであるが、入湯税対象公債費への充当を行えば、過充当とならないが、税率の引上げは困難であることが確認できた。
- ・ この要因は、中長期財政見通しでは下水道事業の公債費縮減に伴う繰出金の減とごみ処理広域化した場合の施設整備費の減により、入湯税の充当対象が減少するためであるが、平成 30 年度からの下水道の企業会計移行後の一般会計負担のあり方やごみ処理広域化の枠組みが不透明であるため、この結果次第では入湯税の対象事業費が増加する可能性もある。
- ・ このため、少なくとも平成 35 年度までは、公債費への充当を含めて入湯税の充当対象を確保し、下水道及びごみ処理広域化による一般会計負担の方法が判明した時点で入湯税の充当先を整理し、税率見直しの可否を判断することは可能である。

③まとめ(見直しの条件)

- ・ 入湯税については、平成 35 年度には、対象公債費を活用しないと過充当が生じる恐れがあるため、現状、税率の引上げは困難であると考えられる。
- ・ ただし、下水道及びごみ処理広域化による一般会計負担の方法が判明した時点で、入湯税の充当先を整理し、税率見直しの可否を判断することは可能である。

箱根町公共下水道事業管内図



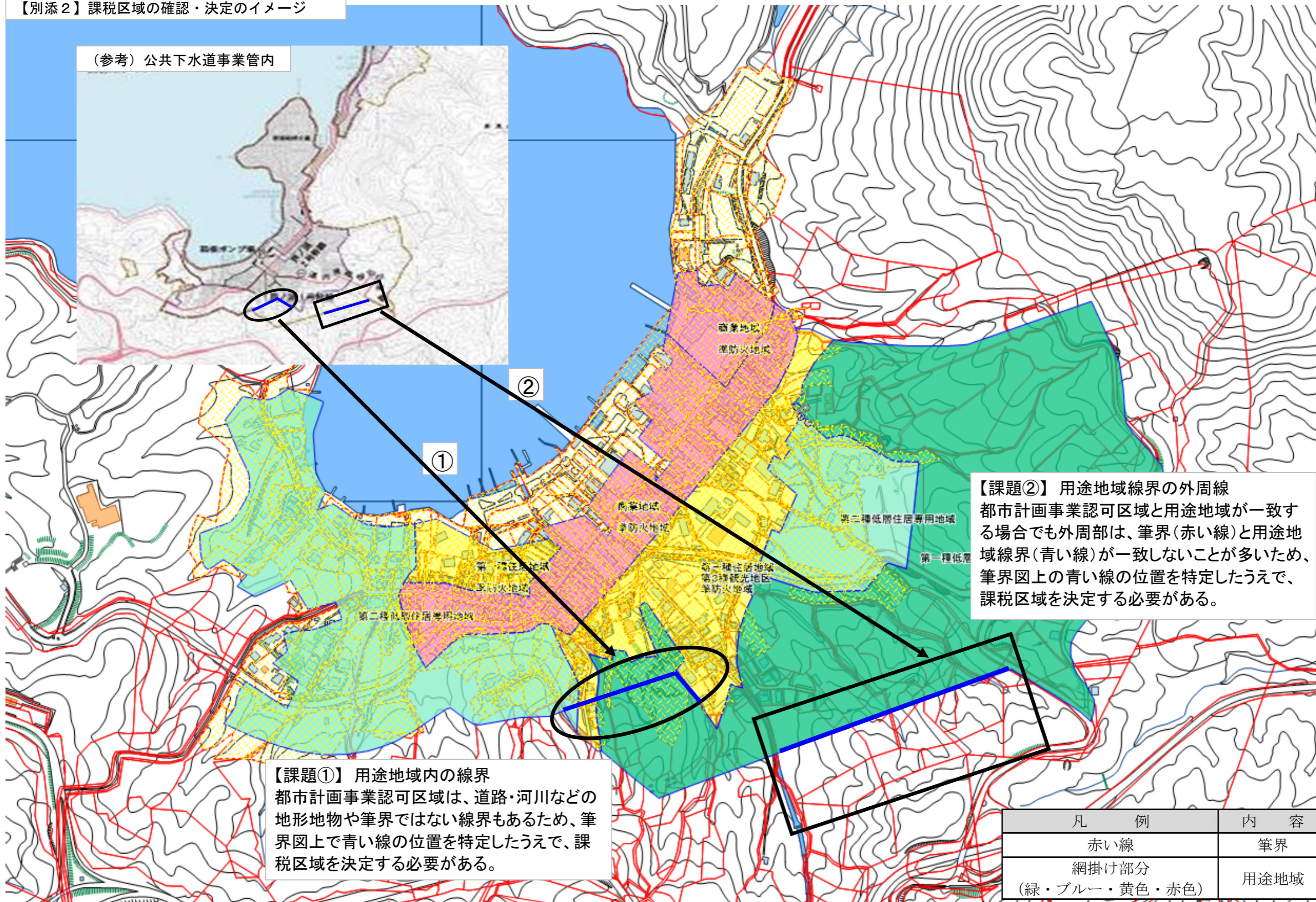
第1号・2号公共下水道
第3号公共下水道

用途地域内で事業認可を取得していない区域
(下水道整備が長期間行われないと想定される区)

凡		例	
	全体計画区域(単独)		中継ポンプ場
	全体計画区域(流域)		終末処理場
	事業認可区域		整備済
	幹線ルート(自然流下)		処理分区界
	幹線ルート(圧送)		全体計画 認可面積
	枝線ルート		
	流域下水道幹線		
	流域下水道接続点位置		
	主要な管渠(流域)		行政界

1 : 15,000

【別添2】課税区域の確認・決定のイメージ



(参考) 公共下水道事業管内

【課題①】用途地域内の線界
都市計画事業認可区域は、道路・河川などの地形地物や筆界ではない線界もあるため、筆界図上で青い線の位置を特定したうえで、課税区域を決定する必要がある。

【課題②】用途地域線界の外周線
都市計画事業認可区域と用途地域が一致する場合でも外周部は、筆界(赤い線)と用途地域線界(青い線)が一致しないことが多いため、筆界図上の青い線の位置を特定したうえで、課税区域を決定する必要がある。

凡 例	内 容
赤い線	筆界
網掛け部分 (緑・ブルー・黄色・赤色)	用途地域

【別添3】 入湯税の充当対象事業費の見込み（平成30～35年度）

単位：百万円

年 度	区 分	行	平成30年度					平成31年度					平成32年度							
			事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源			
					うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				
	観光の振興(整備含む)	1	416	60	356	335	21	0	386	64	322	302	21	0	422	104	318	302	16	0
	環境衛生施設の整備	2	462	31	431	325	0	105	488	30	457	364	0	94	421	31	390	372	0	19
	うち下水道繰出金	3	243	0	243	184	0	59	259	0	259	206	0	53	204	0	204	195	0	9
	消防施設の整備	4	138	87	51	39	0	12	91	44	47	37	0	10	575	525	50	47	0	2
	事業費 計	5	1,016	178	838	699	21	117	965	138	826	703	21	104	1,418	660	758	721	16	21
	観光の振興(整備含む)	6	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1
	環境衛生施設の整備	7	1	0	1	0	0	1	58	0	58	0	0	58	57	0	57	0	0	57
	消防施設の整備	8	211	0	211	0	0	211	226	0	226	0	0	226	233	0	233	0	0	233
	公債費 計	9	213	0	213	0	0	213	285	0	285	0	0	285	291	0	291	0	0	291
	観光の振興(整備含む)	10	417	60	357	335	21	1	387	64	323	302	21	1	423	104	319	302	16	1
	環境衛生施設の整備	11	463	31	432	325	0	106	546	30	515	364	0	152	478	31	447	372	0	76
	消防施設の整備	12	349	87	262	39	0	223	317	44	273	37	0	236	808	525	283	47	0	235
	合 計	13	1,229	178	1,051	699	21	330	1,250	138	1,111	703	21	389	1,709	660	1,049	721	16	312
	入湯税充当割合(観光以外)	14	-	-	-	75.6%	-	-	-	-	-	79.5%	-	-	-	-	-	95.2%	-	-

年 度	区 分	行	平成33年度					平成34年度					平成35年度							
			事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源			
					うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				
	観光振興(整備含む)	15	359	44	315	299	16	0	351	33	318	302	16	0	334	30	304	288	16	0
	環境衛生施設の整備	16	417	44	373	357	0	16	546	157	389	385	0	4	916	615	301	301	0	0
	うち下水道繰出金	17	189	0	189	181	0	8	203	0	203	201	0	2	188	0	188	188	0	0
	消防施設の整備	18	283	223	61	58	0	3	310	287	24	23	0	0	209	184	26	26	0	0
	事業費 計	19	1,059	311	749	714	16	19	1,207	477	731	710	16	4	1,459	829	631	615	16	0
	観光振興(整備含む)	20	3	0	3	0	0	3	6	0	6	0	0	6	14	0	14	0	0	14
	環境衛生施設の整備	21	57	0	57	0	0	57	58	0	58	0	0	58	7	0	7	0	0	7
	消防施設の整備	22	156	0	156	0	0	156	157	0	157	0	0	157	126	0	126	0	0	126
	公債費 計	23	216	0	216	0	0	216	221	0	221	0	0	221	147	0	147	0	0	147
	観光振興(整備含む)	24	362	44	318	299	16	3	357	33	324	302	16	6	348	30	318	288	16	14
	環境衛生施設の整備	25	474	44	430	357	0	73	604	157	447	385	0	62	923	615	308	301	0	7
	消防施設の整備	26	439	223	217	58	0	159	467	287	181	23	0	157	335	184	152	26	0	126
	合 計	27	1,275	311	965	714	16	235	1,428	477	952	710	16	225	1,606	829	778	615	16	147
	入湯税充当割合(観光以外)	28	-	-	-	95.6%	-	-	-	-	-	98.9%	-	-	-	-	-	100.0%	-	-

※中長期財政見通しをもとに、平成30～35年度までの入湯税の対象歳出を区分別に整理したもの。
 ※入湯税及びふるさと納税の充当対象は、平成28年度決算及び平成29年度当初予算の充当対象事業をベースに対象と考えられる新規事業を含めたもの。
 ※公債費は、入湯税の充当対象となると考える施設整備事業にかかる公債費の見込みを集計したもの。

入湯税の充当残 96